

ご存じですか? 住民基本台帳 ネットワークシステム

平成15年8月から、住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住民基本台帳カード」以下「住民カード」)の2次稼働が始まり、住民基本台帳カード(以下「住民カード」)の交付を受けることができまじまなサービスを受けることができるようになっていきます。

住民基本台帳カードとは

このシステムは、全国の市町村が住民情報を記録管理している「住民基本台帳(住民票)」を専用回線でネットワーク化し、4情報(氏名、生年月日、性別、住所)と住民票コードなどにより、全国共通の本人確認を可能とするシステムです。

システムを利用するためには、住民カードの交付を受ける必要があります。

「利用ください」住民カード

カードの交付を受けると、住民票の写しの広域交付(全国のどこの市町村でも自分の住民票の写しの交付が受けられる)、転入転出の簡素化(転出手続きが転出先の市町村への届出だけで済みます)、公的個人認証サービスとしての電子証明書の交付などのサービスが受けられます。

利用されている事例

銀行口座の新規開設、パスポートの発行、書留郵便の受け取り、戸籍届出時の本人確認など。



Aバージョン

Bバージョン

カードの交付手続き

住民カードの交付申請は、本庁・各支所の窓口で受け付けています。

申請者

原則、本人または法定代理人(申請者が15歳の者未満又は成年被後見人の場合)。ただし、委任状と申請に来られる人の運転免許証などの証明書があれば、本人・法定代理人以外でも申請できます。

持参するもの

- 印鑑
- カードを作る本人の写真(Bバージョンのみ)
- 法定代理人の申請については、法定代理人であることが確認できる戸籍謄本(本籍地が庄原市であれば不要)、後見人であることが確認できる証明書
- 申請者の運転免許証・パスポートなど官公署発行の顔写真付の証明書(ない場合でも市からの照会に対する回答書を持参すれば手続きができます)

申請方法

窓口に来られる場合は、交付申請書と上記書類を提出してください。窓口に来られない場合でも代理申請ができます。

カードの交付期間

本庁で申請された場合は即日、支所で申請された場合は2〜3日程度で交付します。

カードの交付

カードの交付(受け取り)は、本人または法定代理人のみです(受け取りの際4ケタのパスワードを設定していただきます)。また、印鑑と交付手数料(500円)が必要です。

個人情報の保護は万全

住民基本台帳は、インターネットを利用せず専用回線で構築されています。また住民基本台帳の入口では、侵入検知装置による24時間監視で、不正侵入を防止しています。

安全な独自の通信方法です。万一、市町村のコンピュータシステムにハッカーやコンピュータウイルスが入ってきたとしても、住民基本台帳システム内には入ることができません。また、万全なセキュリティ対策をとっています。

問い合わせ

市民生活課戸籍住民係
0824-73-1157

国のポータルサイトもご覧ください

住民基本台帳

<http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/daiyo/>

公的個人認証サービス

<http://www.jpki.go.jp/>



ご利用ください

河川清掃ボランティアの支援制度



県は、河川環境の向上と河川愛護精神の普及のため、県が管理する一級・二級河川の清掃活動(ゴミ・空缶拾い、草刈り)を行うボランティア団体を支援する「河川清掃等業務委託」という制度を設けています。

- この制度では、県がボランティア団体に、作業時間・作業回数に関わらず一人当たり約190円の報償金を支払います。(年度によって若干の違いがあります)
- 自治振興区・自治会単位
ボランティア団体で河川の清掃活動を行っている団体で、この制度を利用しようと思われる方はご相談ください。
- 問い合わせ申し込み
建設課管理係
0824-73-1150
西城支所環境建設課
0824-82-2182
東城支所建設課
08477-2-5141
口和支所環境建設課
0824-87-2113
高野支所環境建設課
0824-86-2113
比和支所環境建設課
0824-85-3003
総領支所環境建設課
0824-88-3065

安全な美化活動のために

広島県河川道路美化活動保険制度

県では、県内の河川や道路の美化活動に参加する人が、その活動中に起きた事故によって傷害を受けた場合、また活動中に第三者に対して人的・物的被害を与えた場合の救済措置として「広島県河川道路美化活動保険制度」を設けています。

これを受けて市では、万一の事故に備えるとともに、安心して美化活動に取り組んでいただけるよう、美化活動を実施されている団体(自治振興区・自治会等)に保険への加入をお勧めしています。ご利用をお考えの際はご相談ください。

● 保険加入料 無料

● 対象河川・道路
一・二級河川および準用河川、国道、県道・市道(公園・道路区域外の水路や里道等は対象となりません)

● 対象美化活動
道路・河川の、堆積土・汚泥などの除去または除草等。また、市道草刈り作業実施交付金交付制度での草刈り

■問い合わせ申し込み
建設課管理係
0824-73-1150
西城支所環境建設課
0824-82-2182
東城支所建設課
08477-2-5141
口和支所環境建設課
0824-87-2113
高野支所環境建設課
0824-86-2113
比和支所環境建設課
0824-85-3003
総領支所環境建設課
0824-88-3065